第五十一条の九第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則

第五十一条の十五中「第四十二条第二項ただし書」とあるのは「法第六十二条の十五」、「第四十三条の二第二項」とあるのは「法第六十二条の十五」、「第四十四条第一項ただし書」とあるのは「法第六十二条の十五」、「第四十五条第三項」とあるのは「法第六十二条の十五」の下に「（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）」を加え、「第三十九条中」を「第三十九条第一項中」に改め、「第四十六条」とあるのは「法第六十二条の十五」、「第四十八条の二第四項」とあるのは「法第六十二条の十五」、「第五十八条の二」とあるのは「法第六十二条の十五」及び「第四十七条第一項中「法第五十九条第二項」とあるのは「法第六十二条の十五」の下に「（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）」を加え、「第四十九条第一項及び」を「第四十九条第一項中「法第六十一条第一項」とあるのは「法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する法第六十一条第一項」と、同条」に改め、「第四十九条の二第一項中「法第六十一条の二第二項」とあるのは「法第六十二条の十五」及び「第六十二条の四第一項」とあるのは「法第六十二条の十五」の下に「（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）」を加え、「第五十一条の六第一項」を「第五十一条の六」に改め、「第六十二条の五」とあるのは「法第六十二条の十五」の下に「（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）」を加える。

第五十九条の十一中「第三十四条本文」を「第三十三条本文」に改める。

第九十二条第一項第一号イ中「第四十一条の二」を「第四十一条の三（業務改善命令）の規定、法第四十一条の四」に改め、「保税蔵置場の許可）の規定」の下に「、法第四十五条の二（業務改善命令）（法第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定」を加え、同条第三項第一号中「賦課決定」を「賦課課税方式による関税の確定」に改める。

別表第一中「山　口二平　生」を削る。

（関税定率法施行令の一部改正）

第二条　関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の五第一項中「第四条の六第一項（航空運送貨物等」を「第四条の六（航空運送貨物」に改める。

第一条の十三中「第四条の六第一項」を「第四条の六」に改める。

第十八条第一項中「生徒」の下に「又は学生」を加える。

第五十七条中第十四号を第十七号とし、第八号から第十三号までを三号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の三号を加える。

八　法の別表第二七一〇・一二号の一の㈠のCの(a)及び第二七一〇・二〇号の一の㈠のCの(a)に掲げる揮発油

九　法の別表第二七一〇・一二号の一の㈠のBの(a)、第二七一〇・一九号の一の㈠のBの(a)及び第二七一〇・二〇号の一の㈡のBの(a)に掲げる灯油

十　法の別表第二七一〇・一二号の一の㈢のA、第二七一〇・一九号の一の㈡のA及び第二七一〇・二〇号の一の㈢のAに掲げる軽油

第五十八条第一項第二号中「前条第九号」を「前条第十二号」に改め、同項第三号中「から第九号まで、第十一号及び第十二号」を「、第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号」に改め、同条第二項第二号及び第三項中「前条第九号」を「前条第十二号」に改める。

第五十九条第一項中「同条第九号」を「同条第十二号」に改め、同項ただし書中「、第八号、第十号、第十三号及び第十四号」を「から第十一号まで、第十三号、第十六号及び第十七号」に改め、同項第五号中「から第九号まで、第十一号及び第十二号」を「、第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号」に、「同条第十三号」を「同条第十六号」に改め、同条第二項中「第五十七条第十二号」を「第五十七条第十三号」に改める。

第六十条中「第五十七条第九号」を「第五十七条第十二号」に改める。

第六十一条中「第五十七条第九号」を「第五十七条第八号から第十号まで及び第十二号」に改める。

第七十二条の次に次の二条を加える。

（無税を適用する揮発油に係る石油化学製品の指定）

第七十二条の二　法の別表第二七一〇・一二号の一の㈠のCの(a)及び第二七一〇・二〇号の一のCの(a)に規定する政令で定める石油化学製品は、次に掲げる物品とする。

一　エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン又は石油樹脂（ベンゼン、トルエン又はキシレンにあつては、ガソリンに添加するものを除く。）

二　酢酸、ぎ酸、プロピオン酸、こはく酸、アセトン、高級アルコール（一分子を構成する炭素の原子の数が七個から十個までのものに限る。）、ブチルアルコール、ノルマルブチルアルデヒド、シクロヘキサン、カプロラクタム又はアンモニア

（無税を適用する灯油又は軽油に係る石油化学製品の指定）

第七十二条の三　法の別表第二七一〇・一二号の一の㈠のBの(a)及び㈡のA、第二七一〇・一九号の一の㈠のBの(a)及び㈡のA並びに第二七一〇・二〇号の一の㈡のBの(a)及び㈢のAに規定する政令で定める石油化学製品は、エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂（ベンゼン、トルエン又はキシレンにあつては、ガソリンに添加するものを除く。）とする。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第三条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条及び第六条　削除

第十四条第一項ただし書中「令和七年度」を「令和八年度」に、「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

第三十二条第一項第十三号から第十五号までを削る。

第三十三条第四項中「第十五号」を「第十二号」に改める。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第四条　国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第三十三項」の下に「（同法第八条の二第十六項において準用する場合を含む。）、第八条の二第十四項」を加える。

（関税割当制度に関する政令の一部改正）

第五条　関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表期間の欄中「令和七年四月一日から令和八年三月三一日まで」を「令和八年四月一日から令和九年三月三一日まで」に改め、同表数量の欄中「四九、九〇〇トン」を「四九、四〇〇トン」に、「四、二四九、三〇〇トン」を「四、二三七、二〇〇トン」に、「三一四、四〇〇トン」を「三五三、八〇〇トン」に、「五二、七〇〇トン」を「六四、八〇〇トン」に、「一三五、三〇〇トン」を「一二九、六〇〇トン」に、「五二九、七〇〇トン」を「五二〇、六〇〇トン」に、「一六〇、七〇〇トン」を「一六九、一〇〇トン」に、「三、〇〇〇トン」を「一、八〇〇トン」に、「八、八〇〇トン」を「九、一〇〇トン」に、「三五、八〇〇トン」を「三三、五〇〇トン」に改める。